

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

（1）高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

本事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日付閣議決定）を踏まえ、平成24年3月をもって廃止しました。なお、平成23年度の状況は以下の通りです。

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

ア 国内の歴史的経緯に関する研究

平成23年11月26日に第58回高等教育財政・財務研究会を開催し、米国の州立大学の授業料の上昇傾向の背景、欧州の状況、日本の国立大学授業料水準の歴史的経緯、国立大学授業料を巡る今後の問題などについて、研究成果を発表しました。

イ 海外との国際比較研究

欧米の公立大学の授業料について情報収集を継続しており、サンフランシスコ（米国）で平成23年8月に開催された全米州立大学管理者学会（SHEEO）、同月にワルシャワ（ポーランド）で開催されたヨーロッパ高等教育機関研究学会（EAIR）に当センター研究部の教授が出席し、米国、欧州での公立大学の授業料についての情報を得ており、海外との比較研究の基礎データとしました。

ウ 国内におけるデータ収集と分析

平成23年12月に全国立大学の財務担当理事及び財務担当幹部職員を対象に実施した財務・経営の現状と課題に関するアンケート調査の中で、国立大学の授業料についての意見を収集し、分析を行いました。なお、当該分析結果については、平成24年1月21日に開催された第59回高等教育財政・財務研究会で発表し、平成24年3月に「国立大学法人の財務経営担当者調査」として報告書を刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：593冊）しました。

なお、授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究は平成23年度が最終年度であり、これまでの研究成果をまとめ、平成24年2月に「研究報告第14号」として刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：502冊）しました。

② 国立大学附属病院の経営状況調査

国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境が非常に厳しい状況を踏まえ、平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態の正確な把握・分析のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を開始しました。

具体的には、各大学がより効率的、効果的に病院経営を実践できるよう、以下の3点からなる国立大学病院財務管理指標の提案に向けて、平成22年度から引き続き、調査研究を進めました。

ア ユニットコストの推定・比較

いくつかの国立大学法人を対象として試行して比較検討を実施しました。

イ 大学における財務構造とユニットコストの比較

大学間の差異の要因を分析し、各国立大学が自らの財務構造を見直すためのテンプレート（計算モデル）の作成に向けて検討を進めました。

ウ 財務計画テンプレートの作成

当センター融資部門と連携しつつ、各国立大学が自ら長期的な財政計画を構築するためのテンプレートの検討を実施しました。

③ 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

高等教育財政に関連する動向について、国内の調査は、平成23年12月に国立大学の財務担当理事及び財務担当幹部職員を対象に財務・経営の現状と課題についてのアンケート調査を実施し、その中で国立大学の財務経営体制、国立大学の課題、経営能力の向上などについての調査を実施しました。

当該データについては、分析結果等をまとめ、平成24年2月に「研究報告第14号」として刊行し、国立大学法人等に配布（配布数：502冊）しました。

また、海外調査については、平成23年7月にタンパ（米国）で開催された米国大学経営管理者協会（NACUBO）の年次総会に参加しました。今回のメインテーマは、緊縮財政のもとでの大学の新しい方向を探る（Charting New Courses）であり、同国の研究者及び実務担当者との意見交流・研究交流を通して高等教育財政についての情報収集を実施しました。

さらに平成23年9月に大連（中国）で開催された第5回日中高等教育フォーラムに参加し、日本の高等教育のパラダイムシフト及び日本の高等教育の財政問題について報告し、中国の高等教育研究者及び大学管理者と交流し、高等教育財政についての意見交換を行い、これらの取組み等を踏まえ、米国、英国、アジア諸国等と日本との高等教育財政に関連する比較研究を実施しました。

④ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

国立大学法人の平成22年度の決算データを収集し、データの加工整理・分析を実施しました。

また、平成22年度の各国立大学の予算・収支・資金計画等についてもデータの収集を行い、上記の決算と予算との関係性についての調査・分析結果を踏まえ、過去からの時系列比較分析を実施しました。

⑤ IMHE事業等への参加

当センターの研究部長は、OECD-IMHE事業の運営委員会（Board）メンバーであり、事務局とも常に密接な協力関係にあることから日常的にIMHEの活動状況を踏まえ、日本国内における研究活動の進展を図りました。

また、平成23年2月4日に開催した「フィンランドと日本の大学改革：第2回フィンランド日本高等教育セミナー」で発表された論文を元にセミナーの英文報告書「Cycle of University Reform」を平成24年2月に刊行しました。

さらに、外国人研究員として招聘したリスボン大学（ポルトガル）のカブリー教授及びオーフス大学（デンマーク）のシュミッド准教授の両氏から当センターの研究紀要へヨーロッパの大学改革を検討した論文の寄稿を得ています。

これらの取組み等により、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を実施しました。

⑥ 調査研究成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会並びに研究紀要の刊行等を行いました。

(2) 大学共同利用施設の管理運営

大学共同利用施設については、当センターが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められることなどにより、キャンパス・イノベーションセンター東京及び大阪については、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学との間で平成24年3月30日付で建物等売買契約を締結し、売却が完了しました。

また、一橋記念講堂・会議室等についても平成24年5月14日付で建物等売買契約を締結し、国立大学法人一橋大学への売却が完了しています。

① 施設の利用促進

ア 広報活動の充実

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上を目指し、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等におけるパンフレットの配布等によるPRに努めたほか、平成23年度は、さらなる大学共同利用施設の利用促進を図り、下記の取組を行いました。

- ・当センターのウェブサイトに掲載されている「豊田理事長の国立大学展望台」における情報の発信
- ・利用登録者へ電子メールによる案内の送付
- ・DMの発送 等

イ 情報提供サービスの充実

共用会議室予約システムにより、当センターのウェブサイトから24時間、共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるオンデマンドサービスの提供を行いました。

ウ 施設利用に伴うサービスの提供

利用者の要望に応じて、会議の下見サービスや会場設営、機器等の貸与サービスを実施しました。

エ 業務の外部委託の促進

平成23年度は、引き続き下記について外部委託を実施しました。

- ・予約受付補助業務
- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・請求補助業務

オ その他

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う会議室等の大学共同利用施設の予約キャンセル等については、震災前に予約をし、震災の影響によりキャンセルされたものについては、キャンセル料を無料とする措置（42件）を平成23年6月まで取りました。

② 大学共同利用施設の稼働率

平成23年度の平均稼働率は、東日本大震災が主な要因で4月から5月の稼働率が前年度に対し大幅に減少（対前年度同月比：28.64%減）したが、DM発送等利用促進に資する広報活動の実施により、64.00%（前年度：65.45%）まで稼働率が回復したことから、年度計画の目標を達成しました。

③ アンケート調査結果

利用者へのアンケート調査の結果、大学共同利用施設利用者の満足度は100%であり、年度計画に掲げている平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%以上となり、年度計画の目標を達成しました。

また、利用者に対してアンケート提出への協力を促した結果、アンケート調査の回収率については、30.54%（対前年度：28.64%）であり、前年度に引き続き回収率が向上しました。

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置等

キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、引続き経過措置として、国の要請に基づき国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学へ無償で貸付を行いました。

なお、大学共同利用施設については、当センターが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められることなどにより、キャンパス・イノベーションセンター東京及び大阪については、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学との間で平成24年3月30日付で建物等売買契約を締結し、売却が完了しました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成23年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業の実績

① 一般概況

平成23年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、36の国立大学法人の89事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金として、52,131百万円の貸付を行いました。

なお、翌年度繰越額10,727百万円については、免震構造に関する関係機関との協議・許認可に不測の日数を要したことや、東日本大震災による資材の入手困難等によるものです。

また、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センターの貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区 分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金（施設整備費）	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金（病院特別医療機械整備費）	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担 保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、平成23年度に貸付を行った36の国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 貸付実績

平成23年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(31法人) (52事業) 42,325	(5法人) (6事業) 3,715	(32法人) (58事業) 46,040	(29法人) (53事業) 33,581	(18法人) (21事業) 9,763	(14法人) (18事業) 2,695
病院特別医療 機械整備費	(26法人) (27事業) 15,666	(8法人) (9事業) 4,030	(27法人) (36事業) 19,696	(27法人) (36事業) 18,549	(3法人) (3事業) 963	(11法人) (11事業) 183
合 計	(38法人) (79事業) 57,991	(12法人) (15事業) 7,745	(38法人) (94事業) 65,735	(36法人) (89事業) 52,131	(19法人) (24事業) 10,727	(20法人) (29事業) 2,878

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

⑤ 調達実績

平成23年度の調達実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	予 算 額			調 達 額			不 用 額 等	
	財政融資資金		債 券 発行額	財政融資資金		債 券 発行額	財政融資資金	
	計 画 額	繰 越 額		計 画 額	繰 越 額		繰 越 額	不 用 額
施設整備費	42,325	3,715	—	29,867	3,715	—	9,763	2,695
病院特別医療 機械整備費	12,475	4,030	3,191	11,329	4,030	3,191	963	183
合 計	54,800	7,745	3,191	41,195	7,745	3,191	10,727	2,878

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

※ 債券発行額は既発行債券の償還分（1,809百万円）を除いた額です。

⑥ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

平成23年度の貸付金の回収状況及び財政融資資金等への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償 還 額	年度末 債務残高	利 子 支 払 額	元 金 回 収 額	年度末 債 権 額	利 子 回 収 額
財政融資資金	359,673	41,195	7,745	16,862	391,752	5,005	20,052	416,750	5,455
センター債券	25,000	5,000	—	5,000	25,000	255			
合 計	384,673	46,195	7,745	21,862	416,752	5,260			

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。

※ 国立大学法人からの元金回収額と当センターの財政融資資金への元金償還額の差額は、センター債券償還財源に充当しています。

※ 国立大学法人からの利子回収額と当センターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当しています。

※ なお、平成24年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは、平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

- ③ 承継債務の償還状況
平成23年度の承継債務の償還実績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償 還 額	年度末 債務残高	利 子 支 払 額	元 金 回 収 額	利 子 回 収 額
附属病院整備に係る 債務	1,000,987	496,877	59,084	437,793	12,657	59,084	12,657
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	496,877	59,084	437,793	12,657	59,084	12,657

- ※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合があります。
 ※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。
 ※ 平成23年度の債権回収については、要回収額59,084百万円に対し、その全額を回収し、回収額については、全額を国に償還しました。
 ※ なお、平成24年3月末において貸倒懸念債権等は存在しません。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

平成23年度は、施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の101事業に対し、施設整備等に必要な資金として、6,997百万円を交付しました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区 分	種 類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現 金	H16. 4. 1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現 金	H16. 4. 1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現 金	H16. 7. 1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16. 4. 1	297億円
合 計			624億円(※)

- ※ 当該承継額は、平成16年度において独立行政法人通則法第44条第1項本文の規定による整理を行った後、翌事業年度以降の交付事業の財源に充てるため、センター法第15条積立金として計上され、平成23年度末現在、282億円となっています。

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（原則100分の50）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

平成23年度は、6国立大学法人から728百万円が納付されました。

③ 交付実績

平成23年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) (98事業) 5,600	(90法人) (98事業) 5,597	(90法人) (96事業) 5,526	(2法人) (2事業) 59	(3法人) (3事業) 15
不動産購入費	(1法人) (2事業) 356	(1法人) (2事業) 345	(1法人) (2事業) 345	—	(1法人) (1事業) 11
施設整備費	(1法人) (1事業) 1,042	(1法人) (1事業) 1,042	(1法人) (1事業) 1,042	—	—
合 計	(90法人) (101事業) 6,997	(90法人) (101事業) 6,984	(90法人) (99事業) 6,913	(2法人) (2事業) 59	(4法人) (4事業) 26

(4) 旧特定学校財産の管理処分

① 当センターは、法人設立当初、施設費交付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区 分	面積	評価額	状 況
大阪大学医学部等跡地 (大阪市北区中之島)	126㎡	7百万円	平成17年度売却済み
広島大学本部地区跡地 (広島市中区東千田町)	68,334㎡	98億円	平成16年度2万2千㎡を売却し、平成23年度にセンターの5千㎡と広島大学の3千㎡の土地交換を行った。
東京大学生産技術研究所跡地 (港区六本木)	29,988㎡	199億円	平成19年度から段階的に売却 平成23年度まで約15千㎡売却済み。未売却の土地は国立新美術館用地として貸付中

② 上記財産の本年度における管理処分状況は、以下のとおりです。

ア. 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地（以下「跡地」という。）については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）として、その利用が図られることとされ、その事業予定者が平成19年4月24日に決定されました。当センターは、その跡地の処分について、事業予定者と協議を進めてきましたが、平成20年8月13日に事業予定者の代表会社の民事再生手続きが開始され、同年9月8日に事業予定者から撤退の申し出がなされました。

さらに、次点の事業予定者とも協議を行ってきましたが、平成20年12月19日、その事業予定者からも協議中止の申し出がなされました。

このため、広島市及び広島大学において、プロジェクトの事業スキームの再構築の検討がなされ、当センターは、平成21年7月末、広島市に対し土地等の取得期限を延長し、さらに、平成22年3月末までに、あらためて土地等の取得期限を協議することを了解しました。

その後、広島市から、実現性が高くかつ具体的な事業スキーム案が提示されたため、平成22年3月30日に、当センターは、土地等の取得期限を平成24年度まで延長することを了解し、まずは、広島市及び広島大学との任意の土地交換による土地の整形化を実施することとしました。

これまでに当センターが主体となって当該関係者（広島市、広島大学及び不動産鑑定業者等）と協議を重ね、平成24年3月23日に広島大学と土地交換契約を締結し、土地の整形化を図るとともに、交換差金253万円を得ており、処分に向けて大きく進展しています。

なお、本件については、文部科学省の独立行政法人評価委員会による「平成22年度に係る業務の実績に関する評価」（平成23年8月28日）において、「新たに広島市から提示された具体的な事業スキーム案を基に、着実な取組が期待される。」との指摘を受けており、引き続き広島市との土地交換を完了させるべく、当センターが主体となって検討を進めているところです。

イ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されているところです。

平成23年度は、平成23年4月26日及び12月14日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日及び12月20日付で所有権を移転しました。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行っています。

なお、平成24年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定です。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の平成23年度の経常利益は、△2,558百万円となっています。

なお、施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合には、当該損失に相当するセンター法第15条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成23年度
経常費用	27,273
経常収益	24,715
経常利益	△ 2,558
当期純利益	△ 2,558
当期総利益	-
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	2,558

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成23年度末の資産は、884,635百万円となっています。このうち437,793百万円は、承継債務負担金債権であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが、国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成23年度
資産の部	884,635
負債の部	856,441
純資産の部	28,194
負債純資産合計	884,635

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。(当センターの中期目標・中期計画は275頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。) さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金（附属病院等の整備を対象）及び施設費交付金があります。

第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においては、大学が、高度化、多様化する教育研究活動に対応し、優れた人材を惹き付けるとともに、国際競争力の強化、産学連携の推進、地域貢献、さらには国際化を推進するためには、十分な機能を持つ質の高い施設や設備を整備する必要があるとされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行うことにより、国立大学等の施設と設備の整備や高度化、安定的な運用確保に向けた取組みを促進しています。

(2) 国立大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は、現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借り入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学へ貸し付けることとしています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となっており、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきました。

このため、国は、将来の国立大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覽

	大学名	区 分
1	北海道大学	大学病院
2	旭川医科大学	病院
3	弘前大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院
5	秋田大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院
		研究所附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院
13	富山大学	大学附属病院
14	金沢大学	大学附属病院
15	福井大学	医学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院

	大学名	区 分
22	滋賀医科大学	医学部附属病院
23	京都大学	医学部附属病院
24	大阪大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
25	神戸大学	医学部附属病院
26	鳥取大学	医学部附属病院
27	島根大学	医学部附属病院
28	岡山大学	大学病院
29	広島大学	大学病院
30	山口大学	医学部附属病院
31	徳島大学	大学病院
32	香川大学	医学部附属病院
33	愛媛大学	医学部附属病院
34	高知大学	医学部附属病院
35	九州大学	大学病院
36	佐賀大学	医学部附属病院
37	長崎大学	大学病院
38	熊本大学	医学部附属病院
39	大分大学	医学部附属病院
40	宮崎大学	医学部附属病院
41	鹿児島大学	大学病院
42	琉球大学	医学部附属病院

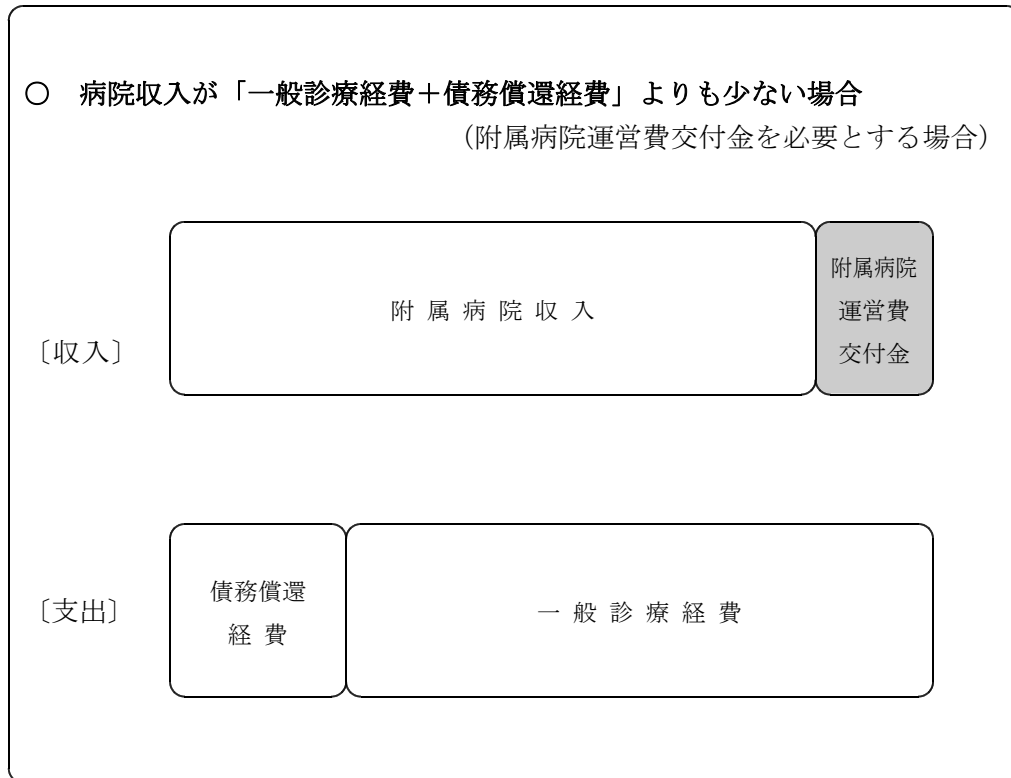
(参考)

当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対して、第2期中期目標期間中は、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、原則「病院収入」で対応しています。但し、病院収入だけでは対応できない場合には、病院の診療機能に支障を来さないように「附属病院運営費交付金」が措置されています。

- 病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」よりも少ない場合
(附属病院運営費交付金を必要とする場合)



【注】

- ・第1期中期目標期間中は附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求めることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課されていましたが、第2期中期目標期間は『経営改善係数2%』が撤廃されています。

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しています。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれていますが、特に記載のない限り、当該事項は、当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が、当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画（以下「整理合理化計画」といいます。）」において、当センターは同じ文部科学省所管の独立行政法人である大学評価・学位授与機構と統合することとされましたが、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「整理合理化計画」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされました。

なお、参考までに「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日付閣議決定）に関しては、内閣府ホームページ（http://www.cao.go.jp/sasshin/091225_doppou.pdf）において公表されています。

○ 行政刷新会議における事業仕分けの結果を受けて

行政刷新会議における検討を踏まえ、平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

なお、当該閣議決定の（別表）「各独立行政法人について講ずべき措置」における当センターに係る記載、及び当該措置に対する平成24年7月1日時点の実施状況は以下のとおりです。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置内容・理由等
施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し (承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討)	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため24年度は関連予算を計上。 (平成24年度予算：51,991,398千円[うち運営費交付金：91,398千円、財政融資資金：51,900,000千円])
施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し (旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討)	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	事業については将来的に廃止する方向で検討しているが、当面必要な事業を行うため24年度は関連予算を計上。 (平成24年度予算：運営費交付金：38,576千円)
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。
高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	23年度限りで廃止とし、24年度予算に関連予算を計上せず。
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的内容	措置内容・理由等
保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運營業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運營業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）に24年4月に売却した。 （政府出資等に係る不要財産の売却額 東京地区：507,859千円、大阪地区：359,709千円）
事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有権者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。 （政府出資等に係る不要財産の売却額 263,180千円）
	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。
法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	26年3月を目途に国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、大学入試センターと大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管するために必要な検討を具体的に進めている。 現在、3法人との間で新法人の組織体制の在り方の検討や統合に向けて必要な作業の洗い出しを行っているところである。

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく取組みを踏まえ、平成24年1月20日には「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

なお、当該閣議決定の（別紙）「各独立行政法人について講ずべき措置」における当センターに係る記載は以下のとおりです。

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- ・大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
- ・国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
- ・統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
- ・日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。

なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。

なお、全文に関しては、内閣府ホームページ (http://www.cao.go.jp/gyouseisashin/contents/03/pdf/120120_khoshin.pdf) において公表されています。

その後、上記方針については「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、以下のとおり当面凍結されることとされました。

「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）

注記2

特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成25年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

なお、全文に関しては、内閣府ホームページ (http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2013/2013_yosanhensei.pdf) において公表されています。

（参考）

○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構とは

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいいます。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは運営費交付金で賄われ、収支は均衡しています。

○ 大学入試センターとは

独立行政法人大学入試センターは、大学入学者選抜に関する業務を総合的に行うことにより、大学入学志願者が自らの能力、適性、意欲、関心に合った大学に進学することが可能となり、また、大学としてもその教育理念・目標に応じて「求める学生」を見いだすことが可能となる等の大学入学者選抜の改善を図り、ひいては高等学校教育及び大学教育が適切に行われることに資することを基本的な目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは検定料等収入で賄われ、収支は均衡しています。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は、設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は、1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については、金利見直し制度を導入するとともに、平成23年度の貸付は、財政融資資金借入金金利に0.2%上乗せした金利で貸付を行いました。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは、平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成24年3月末時点で437,793百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが、財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる、若しくは、市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターでは、内部統制・コンプライアンス（法令遵守）の徹底及び監事監査、内部監査室による監査により、センター業務が適正に行われているか監査を行うとともに、職員に対する事務手続きにおけるチェックの徹底、教育の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

平成23年度において、重要な設備の新設はありませんでした。売却については、大学共同利用施設として保有していたキャンパスイノベーションセンター東京及び大阪の売却へ向けた契約を平成24年3月30日に締結し、それぞれ国立大学法人東京工業大学及び国立大学法人大阪大学への売却が完了しています。

また、一橋記念講堂・会議室等についても、売却へ向けた契約を平成24年5月14日に締結し、国立大学法人一橋大学への売却が完了しています。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析

(1) 平成23年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、891,197百万円となっています。これを勘定別にみますと、施設整備勘定の884,635百万円が全体の99.26%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権が437,793百万円であり法人単位の総資産額の49.12%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99.94%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

		一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部		6,562	884,635	891,197
負債の部	負債の部	497	856,441	856,939
	純資産の部	6,064	28,194	34,258
負債純資産合計		6,562	884,635	891,197

(2) 平成23年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、27,790百万円となっています。これを勘定別にみますと施設整備勘定の27,273百万円が法人単位全体の98.14%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で25,272百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における24,715百万円が法人単位全体の97.80%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は47百万円となっています。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用	518	27,273	27,790
経常収益	557	24,715	25,272
経常利益	39	△ 2,558	△ 2,519
当期純利益	36	△ 2,558	△ 2,522
当期総利益	47	0	47

(3) 平成23年度におけるキャッシュフローの状況について

当センターの法人単位全体における業務活動によるキャッシュフローは、27,241百万円の増加、投資活動によるキャッシュフローは、2,798百万円の減少、財務活動によるキャッシュフローは、27,019百万円の減少となっています。その結果、資金は2,577百万円減少となり、資金期末残高は6,583百万円となっています。

〈各勘定別のキャッシュフローの状況〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュフロー	75	27,166	27,241
投資活動によるキャッシュフロー	208	△ 3,006	△ 2,798
財務活動によるキャッシュフロー	—	△ 27,019	△ 27,019
資金増加額(△減少額)	283	△ 2,859	△ 2,577
資金期首残高	294	8,866	9,160
資金期末残高	576	6,007	6,583

(4) 平成23年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、4,519百万円となっています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

〈各勘定別の行政サービス実施コスト計算書〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	386	2,558	2,944
II 損益外減価償却相当額	276	—	276
III 損益外減損損失相当額	1,246	—	1,246
IV 引当外賞与見積額	△ 3	—	△ 3
V 引当外退職給付増加見積額	△ 9	—	△ 9
VI 機会費用	66	—	66
VII 行政サービス実施コスト	1,961	2,558	4,519

(5) 財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融资を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については、当センターのウェブサイトより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融资を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区分	政策コスト	分析期間
平成24年度	4億円	29年間

政策コスト分析については、269頁「第5 経理の状況 6. 平成24年度政策コスト分析」に掲載しています。